

旧〔令和6年1月9日改正〕

新〔令和7年9月1日改正〕

（マイレージ登録の拒絶等）

第6条

一～二（略）

三 第19条第1号から第3号まで及び第7号から第13号までのいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき（ただし、同条第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。）

四 マイレージ登録申込者が第19条各号のいずれかに該当することによりマイレージ登録を抹消された者である場合において、当該抹消の日から3年（同条第1号から第3号までに掲げる場合にあつては1年、第10号に掲げる場合にあつては当該抹消の事由となった割引停止又は利用停止が終了する日）を経過しないとき

五～六（略）

2（略）

（マイレージ登録の拒絶等）

第6条

一～二（略）

三 第19条第1項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで、及び同条第2項のいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき（ただし、同条第1項第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、同項第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、同項第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。）

四 マイレージ登録申込者が第19条の規定によりマイレージ登録を抹消された者である場合において、当該抹消の日から3年（同条第1項第1号から第3号までに掲げる場合にあつては1年、同項第10号に掲げる場合にあつては当該抹消の事由となった割引停止又は利用停止が終了する日）を経過しないとき

五～六（略）

2（略）

（ポイントの照会等）

第14条

1～2（略）

通知方法	備考
マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	
マイレージ登録されている住所への書面の送付	ただし、マイレージ登録されている住所への書面送付は、令和4年5月31日以前に郵送通知を希望する旨届け出ているマイレージ登録者に限ります。

（ポイントの照会等）

第14条

1～2（略）

通知方法	備考
マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	
マイレージ登録されている住所への書面の郵送	ただし、以下の全ての条件を満たす場合に限ります。 1. 令和4年5月31日以前に書面の郵送を希望する旨届け出ていること。 2. 12月1日時点において、当年度末に有効期間が終了するポイントを含む最小の交換単位以上のポイントを保有していること。 3. 前回の書面が郵送にて到着していること又は前回の書面が到着しなかった場合で、次回の通知を行う年度の11月30日までの間に住所変更の届出が行われていること。

（是正措置）

第14条の3

四会社は、前条の調査の結果、マイレージ登録者に是正すべき点があると認めるときは、マイレージ登録者に対し、是正を求めます。ただし、前条の調査の結果、第19条第1項に該当する場合は、是正を求めるとなく、これを適用するものとします。

2 前項の求めを受けたマイレージ登録者は、四会社の指定する期限までに是正措置及び四会社への報告をしなければなりません。

(利用停止)

第15条

四会社は、発行カード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。

2 (略)

3 四会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、当該マイレージ登録者が保有するすべての登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止することができます。

一 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、正当な理由なく調査に応じないとき

二 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、虚偽の回答をしたとき

三 前条第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、その回答が不明瞭で明確な回答が得られないとき

四 その他四会社が必要と認めたとき

4～7 (略)

(利用停止)

第15条

四会社は、発行クレジットカード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。

2 (略)

3 四会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、当該マイレージ登録者が保有するすべての登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止することができます。

一 第14条の2第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、正当な理由なく調査に応じないとき

二 第14条の2第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、虚偽の回答をしたとき

三 第14条の2第1号から第3号までに定めるETCマイレージサービスの利用状況の調査において、明確な回答が得られないとき

四 マイレージ登録者が前条の是正の求めを受け、四会社の指定する期限までに是正措置及び四会社への報告をしなかったとき、又は当該是正措置が不十分であると四会社が認めたとき

五 その他四会社が必要と認めたとき

4～7 (略)

(マイレージ登録の抹消等)

第19条

一～三 (略)

四 ポイント又は還元額を第三者に譲渡し、共有し又は貸借し、若しくは担保に供したと判明したとき

五～十一 (略)

十二 第15条第3項各号により利用停止を受けたにもかかわらず、調査に応じないとき

十三 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと四会社が認めたとき

(マイレージ登録の抹消等)

第19条

一～三 (略)

四 ポイント若しくは還元額を第三者に譲渡し、共有し、貸借し、又は担保に供したと判明したとき

五～十一 (略)

十二 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと四会社が認めたとき

2 四会社は、第15条第3項第1号から第4号までのいずれかに該当し利用停止を受けたマイレージ登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に抹消理由及び抹消するマイレージID等を通知のうえ、マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

一 第14条の2に定める調査に応じないとき

二 第14条の2に定める調査において、虚偽の回答をしたとき、又は明確な回答が得られないとき

三 第14条の3第2項に定める是正措置及び報告をしなかったとき、又は当該是正措置が不十分であると四会社が認めたとき

(届出事項の変更等)

第20条

マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
E T C車載器情報 (E T C車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
E T C車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第14条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限ります。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合があります。
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

2～3 (略)

4 第1項に規定する届出事項の変更がなされなかったために、四会社からの連絡又は書類の送達が遅延し又は到着しなかった場合は、四会社からの連絡又は書類を発送した日をもって到達したものとみなします。

(届出事項の変更等)

第20条

マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
E T C車載器情報 (E T C車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
E T C車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第14条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限ります。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合があります。
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

2～3 (略)

4 第1項に規定する届出事項の変更がなされなかったために、四会社からの連絡又は書面の送達が遅延し又は到着しなかった場合は、四会社からの連絡又は書面を発送した日をもって到達したものとみなします。

<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第22条</p> <p>マイレージ登録者は、ポイント又は還元額を第三者に譲渡し、共有し若しくは貸借し、若しくは担保に供し、又はETCマイレージサービスを営利行為の手段として用いることはできません。</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第22条</p> <p>マイレージ登録者は、ポイント若しくは還元額を第三者に譲渡し、共有し、貸借し、若しくは担保に供し、又はETCマイレージサービスを営利行為の手段として用いることはできません。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は、令和6年1月9日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は、令和7年9月1日から実施します。</p>